

2021年10月26日

NHK 広報局

## 「日本放送協会放送受信規約」の一部変更について

NHKでは、受信契約者のみなさまの受信契約に関するお手続き等の利便性向上を図るため、受信契約時等に電話番号および電子メールアドレスをお届けいただくことや、受信契約時等のご負担を軽減する等の観点から一部の事項の届け出を不要とすることについて、日本放送協会放送受信規約の一部変更を検討しています。詳しくは、添付の資料をご覧ください。

今回公表した「日本放送協会放送受信規約 変更素案」については、経営委員会が、あすから広くご意見を募集します。その後、いただいたご意見を参考にして案をとりまとめ、総務省に認可申請する予定です。

2021年10月26日

### 放送受信規約の一部変更について ～受信契約時等の届出事項の変更～

NHKは、電子メールや電話を利用して、受信料の口座振替のご連絡や家族割引など割引制度のご案内を行うこと等により、受信契約者のみなさまの利便性の向上につなげていきたいと考えています。

ついては、現在、受信契約時等にいただいている電話番号および電子メールアドレスについて、放送受信規約上の届出事項として規定することを検討しています。

あわせて、一部の事項の届け出を不要とすることも検討しています。

#### 電話番号・電子メールアドレスのお届けについて

- 新たに受信契約をする場合は、受信契約書の提出の際に、あわせてお届けいただくことを検討しています。
- 受信契約がすでにある場合は、今後住所変更のお手続き等の際に、あわせてお届けいただくことを検討しています。(すでにお届けいただいている場合はあらためてのお手続きの必要はありません。)
- 電話番号や電子メールアドレスを変更された場合は、変更後の電話番号や電子メールアドレスをお届けいただくことを検討しています。
- ※ 電話番号や電子メールアドレスをご利用でない場合は、お届けいただく必要はありません。
- ※ 個人情報の取得にあたっては利用目的を明示し、その範囲内で適切に利用するとともに、個人情報の適切な管理を徹底します。

【放送受信契約に関する個人情報の利用目的】

[https://www.nhk.or.jp/privacy/houdou\\_igai/mokuteki.html](https://www.nhk.or.jp/privacy/houdou_igai/mokuteki.html)

- 世帯(住居)の受信契約について、受信契約時と解約時の「受信機の数」の届け出を不要とすることを検討しています。(事業所等住居以外の受信契約は変更ありません。)

### 放送受信規約の変更素案の内容

<電話番号および電子メールアドレスを届出事項として新たに規定>

- 放送受信契約書の提出に際して、受信機の設置者が利用している電話番号および電子メールアドレスを届け出ることを規定(変更案第3条第5項)
- 届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更した場合は、その旨を届け出ることを規定(変更案第8条第3項)
- 既に放送受信契約を締結している者については、住所変更、契約種別の変更その他の各種手続き時に電話番号および電子メールアドレスを届け出ることを規定(変更案付則第2項)

<「受信機の数」を届出事項から削除(世帯の放送受信契約の場合)>

- 放送受信契約書提出時の届出事項から「受信機の数」を削除(現行第3条第1項第4号を削除、事業所等住居以外の放送受信契約の届け出について変更案第3条第1項第5号に規定)
- 放送受信契約の解約時の届出事項から「受信機の数」を削除(現行第9条第1項第2号を削除、事業所等住居以外の放送受信契約の届け出について変更案第9条第1項第3号に規定)

- 現在でも、お客様に対して受信契約をお願いする際には、契約書そのものおよびそのときにお渡しする受信規約において個人情報の利用目的を明示しています
- 今後、電話番号および電子メールアドレスをお届けいただくにあたって、利用目的を明示することを徹底していきます

## 放送受信契約書(書面)での 個人情報利用目的の明示

The image shows a portion of the NHK reception contract form. It includes fields for personal information such as name, address, and phone number. There are also checkboxes for consent and terms of service. The form is titled "NHK 放送受信契約書" and includes a date of 2020.06.

## 受信規約における規定 (契約締結時等に手交)

(放送受信者等の個人情報の取り扱い)  
第13条の2 (略)  
2 前項の個人情報の取り扱いについては、放送受信契約の締結と放送受信料の収納のほか、免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。

※記載していただいた個人情報は、放送受信料の契約・収納(家族割引の適用確認を含みます)のほか、免除基準の適用、受信に関する相談業務、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査へのご協力をお願いのために利用します。

## 日本放送協会放送受信規約 変更素案

(\_\_\_\_部分は、変更部分)

変更案	現行
<p>(放送受信契約書の提出)</p> <p>第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。</p> <p>(1) 受信機の設置者の氏名および住所</p> <p>(2) 受信機の設置の日</p> <p>(3) <u>受信することのできる放送の種類および放送受信契約の種別</u></p> <p>(削除)</p> <p>(4) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所</p> <p>(5) <u>受信機を事業所等住居以外の場所に設置した場合はその設置場所および受信機の数</u></p> <p>2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置またはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項または第2項の放送受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする。</p> <p>4 前項による放送受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。</p> <p>5 <u>受信機を設置した者は、第1項から第3項までの放送受信契約書の提出に際して、利用している電話番号および電子メールアドレスを所定の方法により届け出るものとする。</u></p>	<p>(放送受信契約書の提出)</p> <p>第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。</p> <p>(1) 受信機の設置者の氏名および住所</p> <p>(2) 受信機の設置の日</p> <p>(3) 放送受信契約の種別</p> <p>(4) <u>受信することのできる放送の種類および受信機の数</u></p> <p>(5) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所</p> <p>(新設)</p> <p>2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置またはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項または第2項の放送受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする。</p> <p>4 前項による放送受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>(氏名、住所等の変更)</p> <p>第8条 放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。</p>	<p>(氏名、住所等の変更)</p> <p>第8条 放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。</p>

変更案	現行
<p>2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。</p> <p>3 <u>放送受信契約者が放送局に届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出るものとする。</u></p>	<p>2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>(放送受信契約の解約)</p> <p>第9条 放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。</p> <p>(1) 放送受信契約者の氏名および住所 (削除)</p> <p>(2) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</p> <p>(3) <u>受信機を事業所等住居以外の場所に設置していた場合は放送受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数</u></p> <p>(4) 放送受信契約を要しないこととなった事由</p> <p>2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかつたものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に関し解約されたものとするところがある。</p> <p>3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、放送受信契約は解約されないものとするところがある。</p>	<p>(放送受信契約の解約)</p> <p>第9条 放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。</p> <p>(1) 放送受信契約者の氏名および住所</p> <p>(2) <u>放送受信契約を要しないこととなる受信機の数</u></p> <p>(3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 放送受信契約を要しないこととなった事由</p> <p>2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかつたものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に関し解約されたものとするところがある。</p> <p>3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、放送受信契約は解約されないものとするところがある。</p>

変更案	現行
付則	付則
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和<u>4</u>年<u>4</u>月1日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和<u>3</u>年<u>10</u>月1日から施行する。</p>
<p>(電話番号および電子メールアドレスの届け出に関する経過規定)</p> <p>2 <u>令和4年4月1日より前に放送受信契約書を提出した者については、同日以降、住所変更、放送受信契約の種別の変更その他のこの規約に定める各種の手続きを行なうときに、第3条第5項に定める電話番号および電子メールアドレスを放送局に届け出るものとする。ただし、すでに届け出ている場合はこの限りではない。</u></p>	<p>(新設)</p>

※以下、項番繰り下げは省略

以上